

水質基準等の改正と測定法

黒田俊夫*

近年は、多種多様な化学物質等が環境中に放出され、自然環境を汚染している。これらの対策として、環境庁は中央公害対策審議会の答申に沿って平成5年3月8日に新たに水質環境基準を告示した。一方、厚生省は生活環境審議会の答申に沿って新たに、水道法の飲料水について「水質基準に関する省令」を平成4年12月21日に公布した。これ等が基となり、平成6年に至り排水基準、下水基準、産業廃棄物に係る判定基準等が相次いで改正されている。また、新しい基準に伴って、各物質の測定法についても、一部高度な測定装置の導入が計られている。ここでは、改正の内容と測定法について紹介する。

1. 水質環境基準の改正

水質汚濁に関する環境基準は、人の健康の保護に関するもの（健康項目）と生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）とがあり、後者については、水域別、利水目的別に異なる値が適用されるのに対して、前者は全国の公共用水域に一律に適用されている。今回の改正は健康項目について、15項目の追加と一項目の削除がなされている。内容を表1に示す。なお、環境基準とは国民の健康を保護し

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されており、国や地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずる際の目標となるものである。特定の企業、個人が守ったり、規制を受けたりするものではないために、告示日（平成5年3月8日）の即日施行となっている。

追加されたのは表1のジクロロメタン以下15項目であるが、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物が10項目、チウラム及びシマジンのゴルフ場農薬を含め農薬が4項目、他1項目となっている。また、基準値については、WHOの考え方を基に、飲料水、魚介類への濃縮性等を考慮し、長期的に人体へ摂取されても健康に影響しない水準として設定され、かなり厳しいものとなっている。なお、従来項目の鉛及びひ素については、基準値が引き下げられている。

基準値に対応した測定法として今回採用された方法は、ガスクロマトグラフ質量分析法(GC-MS)、ICP及びICP質量分析法(ICP-MS)、水素化物発生原子吸光法等であり、いずれも最新の装置で、かつ装置のコストも高いものとなっているが、物質の多様化、基準の低下に伴う微量分析への対応等から、その

*財九州環境管理協会分析科学部管理課長

表 1 環境基準項目に係る測定方法

項目	基準値	測定方法	備考
1 カドミウム 全シアン	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下 N, D	フレーム原子吸光法, 電気加熱原子吸光法, ICP発光分析法, ICP/MS法 ビリジンピラソロン吸光法, 4-ピロジンカルボン酸ピラソロン吸光法	定量限界は、0.1mg・ ℓ^{-1}
3 鉛	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下	フレーム原子吸光法, 電気加熱原子吸光法	
4 六価クロム	0.05mg・ ℓ^{-1} 以下	ICP発光分析法, ICP/MS法 ジフェニルカルバジド吸光法, フレーム原子吸光法, 電気加熱原子吸光法	
5 硫素	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下	ICP発光分析法, ICP/MS法	
6 純水銀	0.0005mg・ ℓ^{-1} 以下	水素化物発生原子吸光法, 水素化物発生ICP発光分析法	
7 アルキル水銀	N, D	還元化原子吸光法	
8 PCB	N, D	溶媒抽出GC法 (ECD)	定量限界は、0.0005mg・ ℓ^{-1}
9 シクロロメタン	0.02mg・ ℓ^{-1} 以下	溶媒抽出GC法 (ECD)	定量限界は、0.0005mg・ ℓ^{-1}
10 四塩化炭素	0.002mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, FID), ヘッドスペースGC法 (MS)	
11 1, 2-ジクロロエタン	0.004mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS, ECD)	
12 1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD, FID), ヘッドスペースGC法 (MS)	
13 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, FID), ヘッドスペースGC法 (MS)	
14 1, 1-トリクロロエチレン	1mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS, ECD)	ICP/MS法 : ICP質量分析法
15 1, 1, 2-トリクロロエチレン	0.006mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS, ECD)	
16 トリクロロエチレン	0.03mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS, ECD)	
17 テトラクロロエチレン	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS, ECD)	
18 1, 3-ジクロロブロベン	0.002mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, ECD), ヘッドスペースGC法 (MS)	
19 チウラム	0.006mg・ ℓ^{-1} 以下	溶媒抽出HPLC法, 固相抽出HPLC法	
20 シマジン	0.003mg・ ℓ^{-1} 以下	溶媒抽出GC法 (MS, FTD), 固相抽出GC法 (MS, FTD)	
21 チオベンカルブ	0.02mg・ ℓ^{-1} 以下	溶媒抽出GC法 (MS, FTD, ECD), 固相抽出GC法 (MS, FTD, ECD)	ECD : 電子捕獲型検出器 FTD : 水素炎イオン化検出器
22 ベンゼン	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下	ベース・トラップGC法 (MS, FID), ヘッドスペースGC法 (MS)	HPLC : 高速液体クロマトグラフ
23 セレン	0.01mg・ ℓ^{-1} 以下	水素化物発生原子吸光法, 水素化物発生ICP発光分析法	

表2 要監視項目および指針値

項目名		指針値
1	クロロホルム	0.06mg・ℓ⁻¹以下
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg・ℓ⁻¹以下
3	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg・ℓ⁻¹以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.3mg・ℓ⁻¹以下
5	イソキサチオン	0.008mg・ℓ⁻¹以下
6	ダイアジノン	0.005mg・ℓ⁻¹以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg・ℓ⁻¹以下
8	イソプロチオラン	0.04mg・ℓ⁻¹以下
9	オキシン銅 (有機銅)	0.04mg・ℓ⁻¹以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.04mg・ℓ⁻¹以下
11	ブロビザミド	0.008mg・ℓ⁻¹以下
12	EPN	0.006mg・ℓ⁻¹以下
13	ジクロルボス (DDVP)	0.01mg・ℓ⁻¹以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.02mg・ℓ⁻¹以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg・ℓ⁻¹以下
16	クロロニトロフェン (CNP)	0.005mg・ℓ⁻¹以下
17	トルエン	0.6mg・ℓ⁻¹以下
18	キシレン	0.4mg・ℓ⁻¹以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg・ℓ⁻¹以下
20	ホウ素	0.2mg・ℓ⁻¹以下
21	フッ素	0.8mg・ℓ⁻¹以下
22	ニッケル	0.01mg・ℓ⁻¹以下
23	モリブデン	0.07mg・ℓ⁻¹以下
24	アンチモン	0.002mg・ℓ⁻¹以下
25	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg・ℓ⁻¹以下

必要性が生じた。

今回、人の健康の保護に関する項目ではあるが、使用量、公共用水域での検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきとの判断から、表2に示す「要監視項目」が新たに設定された。これらの主旨から、基準値とはせず指針値となっている。

2 水道水質に関する基準の改正

水道法第4条に基づく水質基準は昭和33年7月に最初に制定され、その後、昭和35年、41年、53年の改正を経て、今回、平成4年12月の改正に至った。今回の改正では、水質基準項目が26項目から46項目となり、新たに水

質基準を補完する目的から、快適水質項目13項目、監視項目26項目の追加もなされ、合計で85項目となった。これは、過去3回の改正に比べ大幅な改正となっている。各項目を表3～表5に示す。なお、今回の改正は大幅なため、法公布が平成4年12月に対して法施行が平成5年12月1日と猶予期間が長くなっている。

基準値の改正の内容としては、水質環境基準の追加とほぼ同じ内容となっているが、その他に、健康に関する項目（健康項目）29項目及び水道水が有すべき性状に関する項目（性状項目）17項目についての新しい枠組がなされた。健康項目の内、21項から25項のトリハロメタンは塩素殺菌に伴う消毒副生成物であるため、塩素を使用しているケースは、測定不要となっている。なお、追加項目以外の従来項目では、鉛、ひ素、マンガンの基準値が引き下げられた。つぎに、性状項目については、ナトリウムが塩分摂取の面から、また1, 1, 1-トリクロロエタンが臭気の面から追加されている。

飲料水としての適・不適の判定は、基準項目46項目（またはトリハロメタンを除く41項目）で行なわれるが、今回の法改正の主旨の一つとして、水道水のみを水源とする水道施設には26項目が免除され20項目(1, 2, 6, 10, 21～25, 30～32, 35, 37, 41～46の各項)の判定で良いこととなった。

今回の法改正では、基準項目の他、快適水質項目及び監視項目が設けられた。快適水質項目の中には、マンガン等水質基準としても位置付けられているものもあるが、より質の高い、おいしい水の目標値として別途設定されている。なお、2-メチルイソボルネオ一

表3 基準項目（水道法に基づく水質基準）

1. 健康に関する項目（29項目）

項目名	基 準 値	検査方法	項目名	基 準 値	検査方法
1 一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法			GC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
2 大腸菌群	検出されないこと	乳糖ブイヨン-ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法, 特定酵素基質培地法	18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
3 カドミウム	0.01mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(フレームレス), ICP法	19 トリクロロエチレン	0.03mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD)
4 水銀	0.0005mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(還元化)	20 ベンゼン	0.01mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(FID)
5 セレン	0.01mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(水素化物発生)	21 クロロホルム	0.06mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
6 鉛	0.05mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(フレームレス), ICP法	22 ジブロモクロロメタン	0.1mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
7 ヒ素	0.01mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(水素化物発生), 原子吸光光度法(フレームレス)	23 ブロモジクロロメタン	0.03mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
8 六価クロム	0.05mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法(フレームレス), ICP法, 原子吸光光度法(フレームレス)	24 ブロモホルム	0.09mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD)
9 シアン	0.01mg・ℓ⁻¹以下	吸光光度法	25 総トリハロメタン	0.1mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD)
10 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg・ℓ⁻¹以下	イオンクロマトグラフ法, 吸光光度法	26 1, 3ジクロロブロベン(D-D)	0.002mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法
11 フッ素	0.8mg・ℓ⁻¹以下	イオンクロマトグラフ法, 吸光光度法	27 シマジン(CAT)	0.003mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法(FTD)
12 四塩化炭素	0.002mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD)	28 チウラム	0.06mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出HPLC法
13 1, 2-ジクロロエタン	0.004mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法	29 0.02mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法(ECD, FTD)	
14 1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)			
15 ジクロロメタン	0.02mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)			
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(FID)			
17 テトラクロロエチレン	0.01mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペース			

2. 水道水が有すべき性状に関する項目 (17項目)

	項目名	基準値	検査方法		項目名	基準値	検査方法
30	亜鉛	1.0mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法	39	I, I, I-トリクロロエタン	0.3mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法(ECD, FID)
31	鉄	0.3mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法, 吸光度法	40	フェノール類	0.005mg・ℓ⁻¹以下	吸光度法
32	銅	1.0mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法	41	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg・ℓ⁻¹以下	滴定法
33	ナトリウム	200mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法	42	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法, 比色法
34	マンガン	0.05mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法	43	味	異常でないこと	官能法
35	塩素イオン	200mg・ℓ⁻¹以下	イオンクロマトグラフ法, 滴定法	44	臭気	異常でないこと	官能法
36	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300mg・ℓ⁻¹以下	滴定法	45	色度	5度以下	比色法, 透過光測定法
37	蒸発残留物	500mg・ℓ⁻¹以下	重量法	46	濁度	2度以下	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電度法
38	陰イオン界面活性剤	0.2mg・ℓ⁻¹以下	吸光度法				

表4 快適水質項目 (13項目)

	項目名	目標値	検査方法
1	マンガン	0.01mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法
2	アルミニウム	0.2mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光度法(フレームレス), ICP法
3	残留塩素	1mg・ℓ⁻¹程度以下	比色法(DPD法, オルトトリジン法), 電流法
4	2-メチレイソポルネオール	粉末活性炭処理: 0.00002mg・ℓ⁻¹以下 粉状活性炭等恒久施設: 0.00001mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法
5	ジェオスミン	粉末活性炭処理: 0.00002mg・ℓ⁻¹以下 粉状活性炭等恒久施設: 0.00001mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法
6	臭気強度(TON)	3以下	官能法
7	遊離炭酸	20mg・ℓ⁻¹以下	滴定法
8	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg・ℓ⁻¹以下	滴定法
9	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10mg・ℓ⁻¹以上 100mg・ℓ⁻¹以下	滴定法
10	蒸発残留物	30mg・ℓ⁻¹以上 200mg・ℓ⁻¹以下	重量法
11	濁度	給水栓で1度以下 送配水施設入口で0.1度以下	透過光測定法, 積分球式光電度法
12	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし, 極力0に近づける	pH値等から算出
13	pH値	7.5程度	ガラス電極法, 比色法

注1) マンガン, 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量), カルシウム, マグネシウム等(硬度), 蒸発残留物, 濁度およびpH値については、基準項目であるが、より質の高い水道水の目標とする値として別途設定した。

注2) 残留塩素については、消毒の確実な実施を前提として目標値を活用すること。

表5 監視項目（26項目）

	項 目 名	指 針 値	検 査 方 法
1	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法 (ECD, FID)
2	トルエン	0.6mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法 (FID)
3	キシレン	0.4mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法 (FID)
4	p-ジクロロベンゼン	0.3mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法 (ECD, FID)
5	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg・ℓ⁻¹以下	バージ・トラップGC-MS法, ヘッド・スペースGC-MS法, バージ・トラップGC法 (ECD, FID)
6	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC-MS法, 溶媒抽出GC法 (ECD)
7	ニッケル	0.01mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法 (フレームレス), ICP法
8	アンチモン	0.002mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法 (水素化物発生)
9	ホウ素	0.2mg・ℓ⁻¹以下	ICP法, 吸光光度法
10	モリブデン	0.07mg・ℓ⁻¹以下	原子吸光光度法 (フレームレス), ICP法
11	ホルムアルデヒド	0.08mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC法 (ECD)
12	ジクロロ酢酸	0.04mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC-MS法, 溶媒抽出GC法 (ECD)
13	トリクロロ酢酸	0.3mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC-MS法, 溶媒抽出GC法 (ECD)
14	ジクロロアセトニトリル	0.08mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC-MS法, 溶媒抽出GC法 (ECD)
15	抱水クロラール	0.03mg・ℓ⁻¹以下	溶媒抽出GC-MS法, 溶媒抽出GC法 (ECD)
16	イソキサチオン	0.008mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FPD-P, FTD)
17	ダイアジノン	0.005mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FPD-P, FTD)
18	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FPD-P, FTD)
19	イソブロチオラン	0.04mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (ECD)
20	クロロタロニル (TPN)	0.04mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (ECD)
21	プロビザミド	0.008mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (ECD, FPD)
22	ジクロルボス (DDVP)	0.01mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (ECD, FPD-P, FTD)
23	フェノブカルブ (BPMC)	0.02mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FTD)
24	クロルニトロフェン (CNP)	0.005mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (ECD)
25	イプロベンホス (IBP)	0.008mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FPD-P, FTD)
26	EPN	0.006mg・ℓ⁻¹以下	固相抽出GC-MS法, 固相抽出GC法 (FPD-P, FTD)

ルとジェオスミンは“カビ臭”的代表物質として目標値に入れられた。つぎに、監視項目は、水質環境基準の要監視項目と同様な位置付けとなっている。

3. 排水、下水に係る基準などの改正

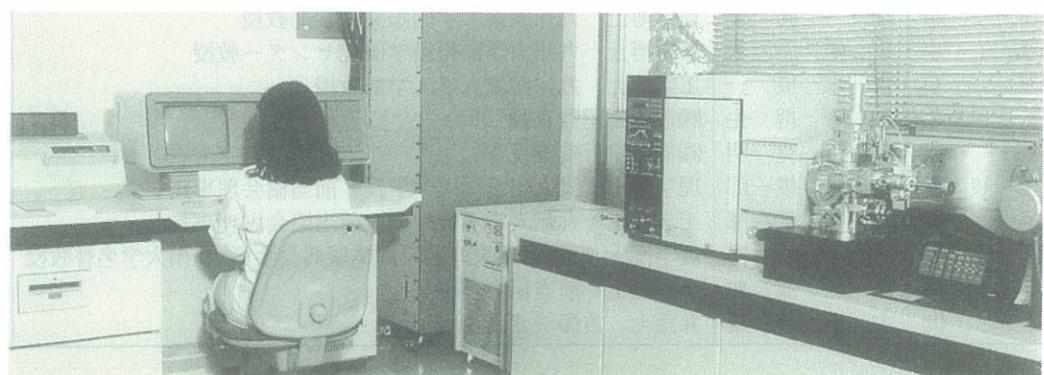
排水については、水質汚濁防止法施行令、下水については、下水道法施行令が、いずれも平成5年12月に改正の公布がなされ、平成6年2月1日から施行されている。両政令とも改正の内容は同じで、水質環境基準と同様に揮発性の有機塩素化合物、農薬等13項目が健康項目として追加されている。内容を表6に示す。なお、水質環境基準の追加が15項目であったのに比べ2項目少ないが、これは、排水及び下水がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの2項目について先に追加(平成3年)されていたためである。

排水及び下水の基準値は、水質環境基準値と比べいずれの項目も10倍となっているが、環境に放出された後10倍程度希釈されることを前提に定められている。

以上述べた様に、最近各水質基準等が大幅に改正されたが、環境汚染物質の多様化、環境汚染に対する意識の高まり等に依ることに外ならない。今後も益々多様化するであろうこれらのものに対して、当協会では検討及び研究を重ね技術の研鑽に努めていく所存である。(平成6年5月)

表6 排水及び下水の改正（追加項目）

項目	基準値(mg/l)
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チラム(チラム)	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン	0.1



ガスクロマトグラフィー質量分析装置